

諮問庁：釜石市長

諮問日：令和2年12月24日（令和2年（処分）諮問第2号）

答申日：令和3年3月1日（令和2年（処分）答申第2号）

事件名：釜石市行政文書部分開示決定処分取消し事件

答 申 書

第1 審査会の結論

地縁団体尾崎白浜海浜地管理会（以下「本件地縁団体」という。）に関して釜石市が保有する資料のうち、「4-10 不在住・不在籍証明書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、釜石市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求に対し、令和2年7月3日付け釜広発第111号により釜石市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定のうち、本件対象文書における住所・本籍地、氏名を非開示とした処分（以下「原処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、照会書兼審査請求書、審査請求（補正）及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書の「住所・本籍」欄及び「氏名」欄に記載されている内容は、何人も閲覧、取得できる登記記録上にある住所、氏名であるから、条例第9条第1号アに該当する。

(2)ア 本件対象文書は、地方自治法第260条の38第1項の規定による公告

(以下「本件公告」という。)を求めるために本件地縁団体が処分庁に申請し、取得した資料である。

イ また、本件対象文書の証明の対象となっている者について、大船渡市に住所を有する者であった可能性が高いが、この場合、処分庁が地方自治法の解釈、運用を誤っていたことになる。

他方、本件対象文書の証明の対象となっている者が、釜石市に住所を有している者であった場合、釜石市は、次のように、要件を欠いたまま、本件公告を行ったことになる。すなわち、本件地縁団体に所属していた大船渡市に住所を有する者に対して登記記録上の住所宛てに配達証明付き郵便が不到達であった旨の証明又は特例制度の申請を行うことへの同意書が必要となるが、いずれの書面も提出されないまま、本件公告が行われた。

このように、本件公告が地方自治法の手順を適正に踏み、要件を充足しているか確認することは、「公にすることが公益上必要と認められるもの」に該当する。

ウ したがって、条例第9条第1号ウに該当する。

第3 処分庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年6月17日付けで処分庁に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、「釜石市に所在地住所（釜石市大字平田第8地割19番地の4）を有する地縁団体尾崎白浜海浜地管理会に関し、釜石市が保有する資料」の開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、該当文書を本件対象文書と特定した上で、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年11月4日付けの「審査請求（補正）」で本件審査請求を行ったものである。

2 処分庁としての考え方

本件審査請求について、本件対象文書を部分開示とした原処分は妥当である
と考える。

3 理由

本件対象文書の非開示部分には、審査請求人以外の者の個人の住所・本籍、
氏名が記載されており、これは個人に関する情報であり、特定の個人を識別す
ることができる情報である。さらに、条例第9条第1号ア、イ又はウに該当し
ない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年12月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から弁明書及び反論書を收受
- ③ 令和3年1月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年2月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書について、処分庁は、一部が条例第9条第1号に該当するとし
て、一部不開示とする原処分を行い、処分庁は、原処分を妥当であるとしてい
る。一方、審査請求人は、同号ア又はウに該当すると主張する。

このため、本件対象文書の見分結果、照会結果等を踏まえ、以下、本件文書
の非開示部分の条例第9号第1号ア又はウの該当性について検討する。

2 不開示情報該当性

(1) 条例第9条第1号ア該当性

ア 本件対象文書の非開示部分には、審査請求人以外の者の個人の住所・本
籍及び氏名が記載されている。本件文書は、本件公告を申請するために、

「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと」という要件を示すために提出された資料であると考えられることから、本件文書の非開示部分には、本件地縁団体が所有する不動産の登記上に記載されている住所又は氏名の中のいずれかに該当する可能性が高いといえる。

イ しかしながら、以下の理由から、本件文書の非開示部分は、条例第9条第1号には該当しないといえる。

不動産に関する登記記録は、不動産の所在、種類、面積、所有者の住所及び氏名、権利変動等を記録し、不動産の基礎情報や権利関係を公示するものである。そのため、登記記録に記載されている住所及び氏名は、登記の受付時における、不動産にかかる権利者に関する情報といえる。

一方、本件文書は、釜石市長が、証明を求められた者について、申請日現在、釜石市に保管してある戸籍、除籍、改製原戸籍、住民票又は除票に記載がないことを証明するものである。そのため、本件文書の非開示部分に記載された住所・本籍及び氏名は、申請日である平成28年10月26日現在、釜石市に保管してある上記各文書に記載がない者に関する情報といえる。

このように、登記記録と本件文書については、目的等からして性質の異なるものといえるから、登記記録に記載されている住所及び氏名と、本件文書の非開示部分に記載されている住所・本籍及び氏名は、性質の異なるものといえることができる。そのため、単に登記記録上のいずれかの住所又は氏名である可能性が高いからといって、本件文書の非開示部分である住所・本籍及び氏名が、法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報ということにはならない。

ウ したがって、本件文書の非開示部分は、条例第9条1号アには該当しない。

(2) 条例第9条1号ウ該当性

ア 審査請求人は、本件文書の非開示部分に記載されている情報が、大船渡市に住所を有するものであれ、釜石市に住所を有するものであれ、釜石市が要件を充足せずに本件公告を行ったものであることを前提として、本件文書の非開示部分を公にすることが公益上必要とみとめられると主張する。

イ しかし、住所又は本籍が釜石市外である者について、同市に保管してある戸籍、除籍、改製原戸籍、住民票又は除票に記載がないことは当然であって、通常、同市が不在住・不在籍証明書を発行することは想定し難い。審査請求人は、本件文書の非開示部分が、大船渡市に住所を有する者の情報である可能性が高いとしているが、その根拠は明確ではなく、審査請求人の推測の域を出ないものと言わざるを得ない。

また、仮に、本件文書の非開示部分に記載された者が、釜石市に住所を有する者に関する情報であった場合であっても、地方自治法第260条の38第1項第4号では、「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと」が要求されているにとどまる。すなわち、当該釜石市に住所を有する者の所在が知れないことで同号の要件を満たすのであって、大船渡市に住所を有する者に宛てた配達証明付きの郵便が不到達であった旨を証明する書面又は同人の同意書までは要求されていない。

したがって、審査請求人の指摘する、地方自治法上の解釈、運用が適正ではなかったとすることについては、それらが存在したとする理由に乏しいものと言わざるを得ない。そのため、本件対象文書の非開示部分を公にすることが公益上必要とは認められない。

ウ 以上より、本件対象文書の非開示部分は、条例第9条第1号ウに該当しない。

3 原処分 of 妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第9条第1号に該当するとして一部不開示とした原処分については、妥当であると判断した。

(釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会)

会長 細 川 恵 喜

委員 小井土 祥 子

委員 猪 又 信 幸

委員 佐々木 八重子

委員 千 葉 敬